鹿屋市告示第 352 号

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価の高騰の影響を受けた市民及び事業者の負担の軽減を図るため、水道法（昭和32年法律第177号）第３条第３項の規定による簡易水道事業を行う組合及び同条第２項ただし書で除外される水道事業を行う組合（以下「簡易水道組合等」という。）に対し、予算の範囲内において鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、鹿屋市内の地域住民で組織する簡易水道組合等とする。

（補助対象経費）

第３条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和８年８月及び同年９月（以下「対象期間」という。）において、簡易水道組合等へ加入している者（以下「加入者」という。）が負担すべき水道使用料金とする。

２　前項の規定により算出した補助金の額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、１加入者につき１月当たり550円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 水道使用料金が確認できる規約等の書類

(2) 簡易水道組合等が対象期間の水道使用料金を免除又は還付した加入者及びその金額等が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第６条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付す

ることが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第２号様式）により、当該決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に通知する。

２　前項の審査に際し、市長は必要に応じて現地確認検査等を行うことができる。

３　市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金不交付決定通知書（別記第３号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第７条　補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に支払うものとする。

２　交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付請求書（別記第４号様式）に振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている預金通帳等の写しを添えて市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の請求があった場合は、速やかに補助金を交付する。

（決定通知の取消し又は補助金等の返還）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 補助事業等の一部を停止し、又は廃止したとき。

(3) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他市長の指示に違反したとき。

(4) 第６条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

２　市長は、前項により決定通知を取り消したときは、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定取消通知書（別記第５号様式）により交付決定者に通知する。

３　市長は、第１項により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるとき

は、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金返還請求書（別記第６号様式）により交付決定者に通知する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年７月３日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

３　第８条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

申請者（簡易水道組合等代表者）

所　在　地

組合等の名称

代 表 者 氏 名

連　絡　先

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付申請書

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第５条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額

金　　円

２　関係書類

(1) 水道使用料金が確認できる規約等の書類

(2) 簡易水道組合等が令和８年８月及び同年９月の水道使用料金を免除又は還付した加入者及びその金額等が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

第２号様式（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金については、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付確定額　　円

第３号様式（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第６条第３項の規定により通知します。

記

１　不交付とした理由	
２　備考	

第４号様式（第７条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

請求者　（簡易水道組合等代表者）
所　在　地
組合等の名称
代 表 者 氏 名
連　絡　先

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号の鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定及び交付確定通知書に基づく鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金を下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　円

２　振込先

金融機関名		支　店　名	
口 座 種 別		口 座 番 号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			

第５号様式（第８条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定及び交付確定した鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金について、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により下記のとおり決定を取り消したので、同条第２項の規定により通知します。

記

１　取消し年月日

２　取消しの理由

３　取り消した交付決定及び交付確定額

交付決定及び交付確定額　　円

既交付額　　円

第６号様式（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金返還請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定及び交付確定した鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金について、鹿屋市簡易水道組合等水道料金負担軽減事業補助金交付要綱第８条第３項の規定により下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

１　返還金額	円
２　返還期限	年　　月　　日
３　返還方法	
４　返還理由	
５　交付決定及び交付確定の内容	(1) 交付決定及び交付確定額　　円 (2) 既交付額　　円